

『女性が輝くまち 芦屋』プロジェクト業務委託 公募型提案方式（プロポーザル）実施要領

1 趣旨

この要領は『女性が輝くまち 芦屋』プロジェクト業務委託において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

『女性が輝くまち 芦屋』プロジェクト業務委託

(2) 業務内容

別紙1仕様書のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から平成30年3月31日までとする。

(4) 予算額

13,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

3 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、本プロポーザルに参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）第15条に定める指名競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 管理運営等の重要性から、単独の事業者での企画提案であること。

4 失格要件

次に掲げる事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合若しくは本要領で定める事項に違反した場合
- (3) 当該案件に関して、本要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接・間接を問わず連絡を求めた場合
- (4) 本要領交付日から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

- (5) 見積金額が2(4)予算額を超えた場合

5 選考スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表（実施要領，仕様書等の交付）	平成29年7月 3日（月）
(2) 質問受付期限	平成29年7月 7日（金）正午
(3) 質問一括回答期限	平成29年7月12日（水）午後5時
(4) 参加意思表明書等提出期限	平成29年7月13日（木）午後5時
(5) 提案書・見積書提出期限	平成29年7月24日（月）午後5時
(6) 1次審査結果通知	平成29年7月28日（金）午後5時
(7) 2次審査（プレゼンテーション等）	平成29年7月31日（月）※
(8) 2次（最終）審査結果通知	平成29年8月 1日（火）

※ 2次審査（プレゼンテーション等）実施順，予定時間は別途指定する。

6 質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 別紙「質問書」に記入の上，受付期限までに，メール件名「『女性が輝くまち 芦屋』質問書」とし，必ず電子メールで提出すること。

なお，受信確認のため，提出した際は電話でその旨を連絡すること。

イ 送信先電子メール：danjokyoudou@city.ashiya.lg.jp

連絡先電話番号： 0797-38-2518（男女共同参画推進課 女性活躍担当）

(2) 回答方法

質問受付期限までに受けた質問に対する回答は，取りまとめ，質問した法人名等を伏せた上で，すべての本プロポーザル参加予定者に，回答期限までに，電子メールで行う。

なお，口頭による本市職員への直接質問や，電話等による質問には応じない。

7 参加意思表明書提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は，別紙「参加意思表明書」に所定の内容を記入，押印の上，参加意思表明書提出期限までに芦屋市市民生活部男女共同推進課 男女共同参画センター ウィザスあしやへ提出すること。

ただし，郵送の場合は参加意思表明書提出期限7月13日（木）必着とする。

8 提案書及び見積書提出

(1) 提出方法

提案書及び見積書は，「提案書・見積書提出期限」までに，男女共同参画推進課 男女共同参画センター ウィザスあしやへ持参のうえ，提出すること。

(2) 提出物

印刷資料（A4版）として，正本1部と副本9部及びCDによる電子媒体1式

ア 提案書

(ア) 様式は任意とするが，A4版・30ページ以内（頁数に表紙及び目次，パート仕切り等含

まず。文字・図等のフォント、サイズ及びカラー表示は、自由とする。）

(イ) 以下の内容は必ず記載すること。

- a 会社概要（会社名・本社所在地・技術者数・業務内容・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）
- b 本業務に係る実施体制
- c 本業務の業務内容（①仕様書の内容を具体化したもの ②事業計画、工程）
- d 他市町村の実績一覧

イ 見積書

(ア) 件名は『女性が輝くまち 芦屋』プロジェクト」業務委託とする。

(イ) あて名は、芦屋市長とする。

(ウ) 内訳は業務内容ごとに金額を明確にするほか、人件費、旅費、需用費等の経費区分の積算が分かるようにすること。

ウ 電子媒体の形式

提案書、回答書及び見積書の電子データの形式は、次のいずれかで表示、印刷できるものとする。

- ・Microsoft PowerPoint 2010
- ・Microsoft Word 2010
- ・Microsoft Excel 2010
- ・Adobe Reader (PDF)

9 選定及び選考

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型プロポーザル方式とする。

(1) 選考方法

ア 選考は、本市業者選定委員会で行う。

イ 選考審査は、1次審査及び2次審査により行う。

(2) 1次審査

ア 全提案者を対象とした書類審査とし、提案書に基づき審査する。

イ 評価点は150点満点とし、評価点の上位5者を1次審査通過者とする。なお、5者目を決定する際に、評価点が同点となる者が複数の場合は、そのすべての者を1次審査通過者とする。

ただし、5者以内であっても、評価点が合計配点の6割に満たない者は1次審査通過者の権利は有さないものとする。

(3) 2次審査

ア 1次審査通過者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答と価格について審査する。

イ プレゼンテーション及び質疑応答を30点満点、価格を120点満点で評価し、1次審査評価点と2次審査評価点の合計300点満点のうち、もっとも高い点を得た者を選考する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは本業務に携わる担当者が行うものとする。

エ プレゼンテーション10分、質疑応答10分で行う。

オ プレゼンテーション時のプロジェクターの使用は可とするが、必要な機器は各参加者が準備すること。

カ 出席者は、説明者を含め3人までとする。

キ 2次審査のヒアリング内容により、1次審査の補正を行う。

10 結果通知

結果は、辞退者を除く全ての提案者にFAX送信後、郵送する。

11 契約方法等

提出された提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約予定者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。

12 その他

(1) 機密保護・個人情報保護

ア 受託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。

イ 受託業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。

ウ 受託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

エ 受託業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。

(2) 留意事項

ア 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

イ 本要領に対して提出された全ての資料の所有権（著作権ではない）は、本市にある。

ウ 提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、提案書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする

エ 提出された提案が独創的かつ斬新な内容、企画、アイデアである場合、提案者に無断で実施、転用することはない。

オ 提出された提案書等の全ての資料を受領した後の加筆及び修正は認めない。ただし、提出期限内に限ってはその限りでない。

カ 参加意思表示後に辞退する者は、辞退届を提出すること。

キ 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 問合せ先・各種書類等提出先

芦屋市市民生活部男女共同参画推進課

男女共同参画センター ウィザスあしや

659-0065 芦屋市公光町5番8号

電話：0797-38-2518

ファクシミリ：0797-38-2175

担当：長岡

E-mail：dan.jokyoudou@city.ashiya.lg.jp